

新潟県立図書館資料収集方針

平成 2年4月1日制定
平成20年4月1日改正
平成24年1月1日改正
平成26年3月1日改正
令和3年3月16日改正

1 趣旨

図書館法の趣旨及び新潟県立図書館条例第1条に定める「県民の教育と文化の発展に寄与する」目的を踏まえ、県民の知的欲求、調査研究及び地域文化の向上に資する図書館資料の収集、利用、保存を図るため、この方針を定める。

2 資料収集の基本方針

資料収集の基本方針は、新潟県立図書館運営基本指針を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 県民の多様化・高度化・専門化する情報ニーズに対応する。
県民の多様な知的欲求や専門的な情報ニーズに応えるため、図書（一般書、専門学術書、絵本、児童書、辞書事典など）・逐次刊行物（雑誌、新聞など）などの紙媒体資料を収集する。また、電子媒体資料、音楽音声映像資料、芸術作品（絵画、書、写真など）その他媒体資料については、厳選して収集する。
- (2) 本県地域社会の経済・産業・文化の発展に寄与する。
本県地域社会の経済・産業・文化の発展を促すため、県民の専門的知識の習得や調査研究に役立つ、専門学術書、一般書（文学書を含む）、統計書及び国、県の行政資料等を積極的に収集する。
- (3) 県民一人ひとりの生活や仕事における課題解決を支援する。
県民一人ひとりの日常生活で起こる問題や仕事における課題を解決しようとする際に役に立つよう、専門学術書を収集する。また、身近な実用書については、厳選して収集する。地域の活性化、高齢化・過疎化等の地域課題の解決に寄与する資料を積極的に収集する。
- (4) 子どもたちの健全な成長を応援し読書活動を推進する。
生まれて初めて絵本や文字に接する幼児から将来の社会を担う高校生まで、多くの子どもたちが読書したり調べものをする習慣を身に付けて成長することができるよう、絵本、児童書、子ども向け図鑑、若者向け文学書などの収集に努める。
- (5) 図書館利用に障害のある県民のための、利用環境を整備する。
だれもが読書に親しむことのできる環境を整備するため、読書に困難のある県民も利用しやすい資料の収集に努める。
- (6) 郷土の伝統に根ざした新しい県民文化の創造を図る。
県民の創造物としての郷土資料を後世に伝えるべき文化遺産として網羅的に収集することによって、本県郷土資料に関する中核的な施設としての役割を担う。
- (7) 北東アジア地域の国際交流促進に寄与する。
本県が、日本海を取り囲む北東アジア地域の国際交流の拠点として発展していくことに寄与するため、北東アジア地域に関する資料を収集する。

3 資料の収集基準

前記の基本方針に基づき、具体的な収集基準を次のように定める。収集の段階は、「網羅的に収集する」「積極的に収集する」「収集する」「厳選して収集する」「収集しない」の五段階とする。

(1) 資料種類別の基準

ア 図書（逐次刊行図書を含む）

資料の種類	資料の範囲	収集の段階
常備図書	辞書、事典、年表、書誌、索引、図鑑、地図帳等	積極的に収集する
研究入門書・概説書・新書	各専門分野の大学学部レベルのもの	収集する
専門・学術書	各専門分野の大学院修士レベルのもの	積極的に収集する。ただし、科学技術・医学等の極めて高度な専門書や学術論文（博士論文以上の水準）は厳選して収集する
統計書	国、地方公共団体その他公的機関による統計	本県に関するものは網羅的に収集する。その他のものについても積極的に収集する
調査研究資料	信頼できるシンクタンクによる調査報告書等	積極的に収集する
政府刊行物	政府発行の白書等	積極的に収集する
文学書（小説、エッセイ等の単行本）	文学賞受賞作品、著名な作家や話題の文学作品	収集する
人物伝記書	著名な人物に関するもの	本県ゆかりの人物に関するものは網羅的に収集する。その他のものについても収集する
全集・叢書等	文学全集、美術全集、シリーズになっているもの	厳選して収集する。全集等の新版や軽装版についても利用状況に応じて収集する。
文庫本	著名な作家や話題の作品に関するもの	厳選して収集する
都道府県史・市町村史	本県及び全国の地域史に関するもの	本県に関するものは網羅的に収集する。ただし、全国の市町村史は隣接県を中心に収集する
学校史・社史・団体史	学校、会社、団体等の変遷を記録したもの	本県に関するものは網羅的に収集する
実用書	健康づくり、病気、料理、ファッション、子育て、ガーデニング、家づくり、ペット、絵画技法、スポーツ、音楽楽譜、旅行ガイドブック、ビジネス、資格取得な	厳選して収集する

	ど身近なテーマに関する 軽装のもの	
絵本・児童書・紙芝居	著名な作家や評価がある 程度定まった作品に関する もの及び小中学生の調べ もの学習に関するもの	収集する
障害者サービス用資料	大活字本、LLブック、さ わる絵本など	収集する
漫画・コミック	昭和初期の漫画草創期を 対象として、著名な作家や 評価が定まったもの	厳選して収集する
復刻本	原本を所蔵していないも の	厳選して収集する。ただし、 原本を所蔵しているものにつ いても利用状況に応じて厳選 して収集する。
外国語図書	英語及び北東アジア各国 語のうち中国語、韓国・朝 鮮語、ロシア語で書かれた もの	厳選して収集する

イ 雑誌

- ①各分野を代表するような専門雑誌や全国的に発行部数の多い雑誌を収集する。
- ②定期購読雑誌の臨時増刊、別冊等は、必要に応じて収集する。本県において発行されている雑誌（同人誌を含む）は、発行部数に関わらず積極的に収集する。
- ③外国雑誌は、世界的に著名な雑誌を中心に厳選して収集する。

ウ 新聞

- ①本県のほぼすべての地域において発行されている地元紙は、積極的に収集する。
- ②全国のほぼすべての地域において発行されている全国紙は、積極的に収集する。
- ③本県の一部地域に限定して発行されている地元紙は、発行部数の多い代表的なものを収集する。
- ④縮刷版は、発行部数の多い代表的なものを収集する。
- ⑤業界紙・専門紙・スポーツ紙は、厳選して収集する。
- ⑥外国発行の新聞は、アメリカ及び北東アジア地域を中心に厳選して収集する。
- ⑦新聞等の紙媒体資料のうち原資料の保存に制約のある資料については、マイクロフィルムを収集するか、あるいはデジタル化資料の利用を検討する。

エ 音楽音声映像（オーディオビジュアル）資料

- ①音楽音声映像を記録した一般部門の資料は、国内外の著名な音楽、著名な作家の講演録や文学作品の朗読、子どもの音楽等に関するもの、落語など幅広い世代に親しまれているジャンルについて、CDを厳選して収集する。
- ②著作権の制約がある映画などの映像資料は、図書館としての利用が難しいため収集しない。
- ③音楽音声映像を記録した郷土部門の資料は、基本方針2（6）を踏まえ、ジャンルや記録媒体に関わらず積極的に収集する。
- ④レコード、カセットテープ等の古い媒体に記録された、現在所蔵する音楽音声映像

資料については、歴史資料のひとつとして保存に努めるものとする。

オ その他の資料

- ①国土地理院等の地形図、地質図を収集する。特に、本県の地形・地質・住宅図に関する資料は積極的に収集する。
- ②本県の産業、観光、文化財、文化イベント等に関するパンフレット・リーフレットの一般向け配布資料、本県の風物等に関する絵葉書やカルタ等は積極的に収集する。
- ③電子媒体資料、データベースで提供される電子資料、並びに芸術作品その他特殊資料の収集・利用・保存については、それぞれの資料の特性を踏まえ、必要に応じて別に定める。

(2) 資料分野別の基準

各分野（日本十進分類による部門、テーマ別のコーナー等）の資料については、新潟県立図書館資料選定要領に基づき収集することとし、収集概数については、毎年度当初に予算を考慮して別に定める。

4 資料の選定方法

- (1) この収集方針の改正及び具体的な資料の選定は、資料選定委員会において検討し、館長が定める。
- (2) 資料選定委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める。

5 附則

- (1) この方針は、平成2年4月1日より実施する。
- (2) この方針は、平成20年3月21日付けで一部改正し、平成20年4月1日より実施する。
- (3) この方針は、平成23年12月20日付けで一部改正し、平成24年1月1日より実施する。
- (4) この方針は、平成26年2月6日付けで一部改正し、平成26年3月1日より実施する。
- (5) この方針は、令和3年3月16日付けで一部改正し、令和3年4月1日より実施する。